

専修学校におけるキャリア教育・職業教育の充実について

～専修学校教育の振興方策等に関する調査研究における検討経過の概要～

平成22年11月16日

I. 検討の経緯

- 専修学校教育の振興方策等における調査研究（平成21年11月11日生涯学習政策局長決定）では、社会の要請に対応しつつ、専修学校固有の課題等への対応を図る観点から、必要な対応方策等についての検討を進めてきており、平成21年度には、主として「多様な学習ニーズへの対応」に関する課題を中心に検討を進め、その方向性については、中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会（第22回〔平成22年3月26日〕）へも報告を行った。《参考資料1》
- ここで報告された方向性については、その後、キャリア教育・職業教育特別部会の「第二次審議経過報告」（平成22年5月17日）や、政府の「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）等にも反映されることとなり、例えば、専門学校における単位制・通信制の導入等については、政府全体の方針として、これを進めていくことが、すでに打ち出されている。《参考資料2・3》
- さらに、平成22年度の調査研究では、これら方針に基づく具体的な制度設計の検討に加え、「専修学校教育の質の向上」に向けた課題を中心に検討を進めているところであるが、今般、中央教育審議会において答申とりまとめの審議が進められるに当たり、その議論に資するよう、本調査研究の検討課題のうち、キャリア教育・職業教育の充実に向けた主要なテーマについて、その検討経過の概要を、次のとおり報告することとする。

II. 専修学校におけるキャリア教育・職業教育の充実に向けた対応等

1 専修学校教育の質向上のための措置について

(1) 背景

- 専修学校については、より自由度の高い学校として、産業界等のニーズに即応しつつ多様な教育を柔軟に展開する上での強みを持っているが、その裏腹として、他の学校種に比べると全体的な質の担保の面での緩さがあり、その教育の質については各学校ごとの差が大きいと指摘される。
- 職業人に求められる知識・技術は高度化しており、専修学校においても、その教育の質の向上が求められている。さらに、学習者の適切な選択に資する等の観点から、専修学校のガバナンスの向上への要請も高まっている。
 - ※ 高等専修学校については、平成22年度からの高校実質無償化の対象ともなっており、その活動状況等に関しては、社会全体からより多くの説明責任を求められるようになっている。
 - ※ 専門学校をめぐっては、高等教育機関の間における世界規模の学生確保競争が激化しており、今後、その教育の質等についても、国際的な通用性を、より一層強く求められるようになることが予想される。

(2) 対応

《基本的な方向性》

- より自由度の高い学校種としての専修学校の特性も考慮しつつ、専修学校教育全体の信頼性を高めていくため、適切な情報公開の取組や教育活動の評価の仕組みの整備を進めるとともに、教育の質向上に向けた組織体制の充実を図る。

① 専修学校の教育活動に関する適切な情報公開と評価への取組

ア 情報公開への取組の促進

- 法律で義務付けられた「学校運営の状況に関する情報の積極的な提供」等^{注1)}について、各専修学校における取組の目安を示す「ガイドライン」を作成・公表し、その取組の実質化を促す。

【求められる対応】

- ◆ 当面、専修学校高等課程（高等専修学校）を対象に、「情報の積極的な提供」等の取組の目安となる事項（情報提供の方法、提供する情報の項目例など）を示すガイドラインを早急に作成し、各学校における取組の促進を図ることが必要である。
- ◆ さらに、高等課程における検討の成果を基盤として、専門学校等を含めた情報公開の在り方についての検討を進め、専修学校全体における情報公開のガイドラインの策定を目指すことが望まれる。

イ 教育活動の評価の仕組みの整備

- 法令上の義務とされた自己評価等への対応については、各専修学校における取組の目安を示す「ガイドライン」を作成・公表し、その確実な実施と取組の充実を図るとともに、第三者評価等についても、専修学校が進める自主的な取組を促し、各学校の教育水準等に関する客観的な情報の提供を充実させていく。

【求められる対応】

- ◆ 法律上の義務・努力義務とされた自己評価・学校関係者評価^{注2)}については、その確実な実施と取組の充実を図るため、文部科学省において、各専修学校における取組の目安となるガイドラインをとりまとめ、これを示すことが望まれる。
- ◆ さらに、第三者評価への取組などについては、各専修学校やコンソーシアム組織等による自主的な取組を促していくことが必要である。
 - ～ 各分野の職業教育における教育水準等の評価については、現在、政府において「キャリア段位制度」の導入・普及（「日本版NVQ」の創設）に向けた検討も進められており^{注3)}、これら制度と専修学校の教育システムとの連携を促進するなど、学校種等を超えた分野別質保証の枠組み等の活用を進めることも重要である。

② 専修学校教育の質向上に向けた組織体制の整備

- 教育の質向上に向け、産業界との連携等を図りつつ、専修学校自身が進める組織体制整備の取組を促進する。

【求められる対応】

- ◆ 産業界のニーズに即した教育活動の充実をより一層進めていくよう、業界団体との連携による産学コンソーシアム等の組織化を促進する必要がある。
- ◆ 複数校の連携によるファカルティ・ディベロップメントや、教育資源の共有化、企業等との連携による教員の資質向上等のための組織体制整備に向けた取組を、支援・推進していくことが必要である。

2 多様なライフスタイルに応じた学習機会の提供のための単位制・通信制の制度化について

(1) 背景・現状

【背景】

- 産業構造や就業構造の変化が急速に進む中、個々の職業人においては、より高度・広範な知識技能を修得し、スキルアップを図っていくことを恒常的に求められるとともに、それまでキャリアを積み上げてきた分野とは異なる分野への移行（キャリア変更）を求められる場面に直面する可能性も大きくなっている。このような中、専門学校等においても、「働きながら学ぶ」社会人等の多様な学習ニーズに適切に対応していくことが、より重要となっている。
- 高等専修学校等においては、高校中退・不登校を経験した生徒等の受け入れにも積極的に対応してきており、自立に困難を抱える生徒への支援等を充実していく上でも、専修学校の機能をより積極的に活用していくことが求められる。

【制度の現状】

- 専修学校の正規課程については、現行制度上、学年制／時間制、通学制によることとされ、単位制・通信制の課程は認められていない。このような制度の取扱いは、学年・学級集団による指導や実験・実習を重視する専修学校教育の特性には合致している面も大きいものの、1年以上の長期にわたり、毎日通学して学ぶ学習スタイルは、特に仕事を持つ社会人にとっては、必ずしもアクセスしやすいものとなっておらず、また、不登校経験者等が、徐々に学校適応を図りながら、自分のペースで学ぶための弾力的なカリキュラムを提供する上でも限界がある。

(2) 対 応

《基本的な方向性》

- 多忙な社会人等が働きながら学ぶ、不登校経験者等が自分にあったペースで学ぶなど、多様な学びのスタイルを可能にする制度改正の一環として、専修学校における単位制・通信制の導入を図る。

①単位制の導入について

- 自己の学習ニーズにあった短期の教育プログラム等の積み上げにより正規課程の修了につながることできる「単位制学科」の制度化を図る。

【制度化等の方向性】

- ◆ 学年制・授業時間制を基本とする現行の制度を残しつつ、学年の区分を設けない「単位制学科」の設置を、各学校の実情に応じて選択的に行えるようにする。
- ◆ 単位制のメリットを生かした多様な学習スタイルをより幅広く可能とするために、読替え可能な学修の範囲など、専修学校における単位読替え等の取扱いについても、見直しの検討を行う。
- ◆ 単位制の制度化と併せ、短期の教育プログラムの積み上げにより体系的な知識・技術の習得につなげていける学習システム（教育プログラムのモジュール化）について研究開発を進め、その成果の普及を図る。

②通信制の導入について

- 自由な時間に自由な場所で学べる「通信制学科」の制度化を図る。

【制度化等の方向性】

- ◆ 専修学校に「通信制学科」を置くことができるようにする。
- ◆ 通信制学科については、実験・実習を重視した教育で成果を上げてきた専修学校の特徴を踏まえつつ、通信制の教育によってもなお十分な効果を期待できるものとなるよう、例えば、その設置に関しては、次のような取扱いとすることが考えられる。

《通信制学科の設置に関する取扱い》

- ・ 通信制学科の設置に際しては、所轄庁の認可に係らしめる取扱いとする。
- ・ 通信制学科の設置は、①通信教育によって十分な教育効果が得られる分野について、②同一の設置者が、当該分野における通学制の学科を併設する場合にのみ、認められるものとする。
- ・ 特に、都道府県を超えて広域的に生徒募集を行う通信制学科が、都道府県外にサテライト施設を展開する場合等について、当該施設における教育の質の確保等の観点から、必要な担保を図る。

- ◆ 通信制の制度化と併せ、専修学校におけるITによる学習環境の整備を促進する。

Ⅲ. 今後の検討

- 今後、中央教育審議会の答申等の動向にも留意しつつ、それぞれの課題についてさらに検討を進め、平成22年度中にその成果をとりまとめる。

注1)； 専修学校については、平成19年の学校教育法及び同法施行規則の改正により、学校運営の状況に関する積極的な情報の提供が義務化されている。 [学校教育法第133条において準用する第43条]

注2)； 専修学校に対しては、平成19年の学校教育法及び同法施行規則の改正により、①自己評価の実施・結果の公表に関する義務、②学校関係者評価の実施・結果の公表に関する努力義務が課されている。

[学校教育法第133条において準用する第42条、学校教育法施行規則第189条において準用する第66～68条]

* 「自己評価」； 各学校の教職員が、自校の教育活動その他の学校運営の状況に関して評価を行うもの。

* 「学校関係者評価」； 保護者その他の学校関係者（当該校の教職員を除く。）を評価者として、自己評価の結果を踏まえた評価を行うもの。

注3)； 政府においては、平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において「介護、保育、農林水産、環境・エネルギー、観光など新たな成長分野を中心に、英国の職業能力評価制度（NVQ;National Vocational Qualification）を参考とし、「キャリア段位」を導入・普及することとしており、年内を目途に制度全体の基本方針をとりまとめるべく、有識者タスクフォース等による検討を進めている。

専修学校教育の振興方策等に関する調査研究における これまでの検討経過について

～多様な学習ニーズへの対応等に関する検討の方向性～【概要】

平成22年3月26日 中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会(第22回)にて報告

専修学校の現状

～ 制度創設;昭和51年 ～ 学校数;約3,350校/生徒数;約62万5千人

これまでの
実績・
評価

- 教育課程や組織編制の自由度・即応性の高さ等の制度特性を活かし、実践的な職業教育機関(実学の学校)として、就職に直結した教育を実施。
→ 専門的な職業知識・技術の習得のほか、職業観・勤労観の涵養や、自己学習力等の育成等において、相当の成果

- 職業教育の重要性に対する社会の認識不足等もある中、
専修学校の入学者数は、近年大幅に減少。

検討の背景

経済社会の変化

【企業等をめぐる状況】

- 技術の急速な進展
- 企業業活動のグローバル化
- 産業構造の変化等
- 企業内教育・訓練の縮小
- 従来の雇用慣行の変化

【働く人々をめぐる状況】

- 求められる知識・技能の高度化・拡大
- 職業の多様化等
- キャリア変更を求められる可能性
- 生涯にわたるスキルアップの要請
- 非正規雇用の増加

【若者をめぐる状況】

- 若者の職業的自立をめぐる問題(ニート・フリーター、早期離職)
- 不登校・高校中退等の問題

専修学校における 教育環境等の変化

- 専修学校における生徒・学生の多様化
- 高等学校の国民的教育機関化、大学教育のユニバーサル化

専修学校教育の振興に向けた課題

- ① 学校教育における進学 mismatches への対応と専修学校における教育の質向上
- ② 多様な学習者の多様な学習ニーズへの対応
- ③ 就労構造の変化への対応

今後目指すべき方向性と対応方策

多様な学習機会の提供

視点1 社会人等の多様なライフスタイルに即した専門学校等の学習機会の充実を図る。

視点2 実践的な職業教育等を通じて、後期中等教育におけるもう一つの選択肢を提供し、多様な若者の自立を支える高等専修学校の機能の強化を図る。

視点3 経済社会のグローバル化や、知識・技術の高度化、雇用の流動化に対応した人材育成等を推進する。

視点4 地域における人材育成のためのネットワークを構築し、専修学校が積極的な貢献を果たす。

視点5 専修学校制度・教育に対する理解を増進し、若者等の進路選択における mismatches の解消を目指す。

教育の質向上

以下のような観点から更に検討

- ① 教育の質向上に向けた組織体制の整備
 - ◆ 複数校の連携によるFD
 - ◆ 教育資源の共有化
 - ◆ 企業等との連携による教員の資質向上等への取組 など
- ② 専修学校教育を通じて身に付けさせるべき能力の明確化
- ③ 教育活動の評価の仕組みの整備、適切な情報公開

社会の幅広いニーズに応える多様な学習機会の提供等のための5つの視点

視点1 社会人等の多様なライフスタイルに即した専門学校等の学習機会の充実を図る。

- ① 「働きながら学ぶ」学習者等のため、通信制・単位制の教育を充実させる。
- ② 企業内訓練の外部化や、公共職業訓練の委託の受け皿としての専門学校の活用を促進する。
※ 企業人・離職者向け短期教育プログラムの開発・モジュール化、正規課程上の位置付け付与の検討 など

視点2 実践的な職業教育等を通じて、後期中等教育におけるもう一つの選択肢を提供し、多様な若者の自立を支える高等専修学校の機能の強化を図る。

- ① 就学上の様々な困難を抱える子ども・若者たちをはじめ、より多くの者が、高等専修学校による多様で質の高い教育を受けられるよう、必要な支援と条件整備を進める。
- ② 不登校経験者等が自分のペースで学べるよう、弾力的なカリキュラムを提供する。
- ③ 高等専修学校と高等学校の間における成果の相互評価を可能とする。

視点3 経済社会のグローバル化や、知識・技術の高度化、雇用の流動化に対応した人材育成等を推進する。

- ① 教育機関としての主体的取組の中で、各分野における産業界等のニーズを適切に反映させつつ、教育活動の改善を進めていく仕組みを整備し、専修学校の国際競争力を維持・強化する。
※ 各分野の産業界との連携の枠組みづくり、企業等との連携によるカリキュラム開発等の促進 など
- ② 変化の激しい時代を生き抜くための幅のある知識・技術や、生涯にわたる職業生活を主体的に設計できる力を身に付けさせるよう、教育内容・方法の改善・充実を図る。
- ③ アジア等と我が国との架け橋となる留学生の受入れを促進する。

視点4 地域における人材育成のためのネットワークを構築し、専修学校が積極的な貢献を果たす。

- ① 中学・高等学校のキャリア教育と専修学校教育との連携を促進する。
- ② 中小企業等の地元企業・地域産業界の人材ニーズに対応した人材養成・地域と連携した就職支援を推進する。

視点5 専修学校制度・教育に対する理解を増進し、若者等の進路選択におけるミスマッチの解消を目指す。

- ① 高等学校・中学校における進路指導の在り方の改善・キャリア教育の充実を図るとともに、教員・保護者等の理解の促進を図る。専修学校教育が果たしている役割等について、社会に向け適切な情報提供を行う。
- ② 「わかりやすい制度」とするための専修学校設置基準の在り方等について検討する。
- ③ 専修学校と他の学校種とで異なる取扱い等について精査し、必要な見直しを要請する。
※ 激甚災害時における復旧支援、通学定期の指定学校の要件等の取扱い など

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(第二次審議経過報告)」
 (平成22年5月17日 中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会)
 《 単位制・通信制関係抜粋 》

IV 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策

6. 専修学校高等課程（高等専修学校）におけるキャリア教育・職業教育の充実

(2) 自立に困難を抱える生徒への対応

- 実学を重視する専修学校高等課程は、高等学校等の教育になじまない生徒にも、もう一つの教育の選択肢を与えており、従来より、不登校や中途退学を経験している生徒等の受入れに積極的に対応してきた。

※ 中略

- 子どもや若者の自立を支援していく上で、専修学校高等課程の教育が果たしてきたこのような役割についても、より重視していくことが必要であり、不登校経験者等が自分のペースで学ぶことのできる弾力的なカリキュラムの提供を促進するよう、「単位制専修学校」の制度化等の検討を進めるなど、自立に困難を抱える生徒への対応を充実させていくことが望まれる。

※ 後略

(3) 個人の多様なライフスタイルに応じた学習機会の充実

- 医療・衛生分野の専修学校高等課程は、現在、そのほとんどが国家資格の指定養成施設となっており、これらの学校については、中学校卒業後の進路というよりは、既に就業している者や高等学校を卒業している者等が資格の取得や上位の資格の取得のために就学するという側面が強くなっている。
- このような実態を踏まえつつ、専修学校高等課程においても、働きながら学ぶことなど、社会人等の多様なライフスタイルに合った学習機会を提供していくことは重要であり、例えば通信制の制度化等についても、このような観点からの制度導入の検討を行うことは意義が大きいものと考えられる。

V 高等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策

4. 各高等教育機関における職業教育の充実と、職業実践的な教育に特化した枠組みの整備

(2) 各高等教育機関における職業教育の充実の方向性

③ 専門学校

- 専門学校は、その制度的特性を踏まえ、集中的に専門性の習得に特化した教育を受けたいという要請から、幅広い職業能力を身に付けたいという要請まで、幅広いニーズを受け止め、多様な職業教育が展開されることが期待される。

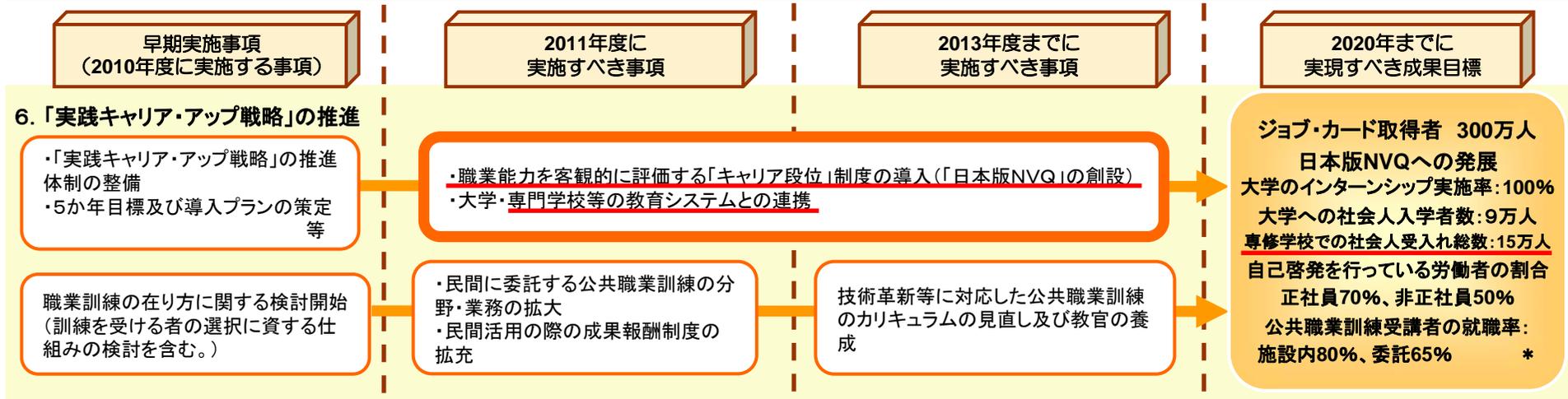
※ 中略

- 専門学校においては、社会人等の多様な学習者のライフスタイルに即した教育環境の整備が必要である。そのため、例えば、社会人等向けの短期教育プログラムの開発・モジュール化の促進や、これらのプログラムの積み上げにより正規課程の修了につなげることのできる「単位制専修学校」の制度化を検討すること、ITによる教育・学習環境の整備とともに、自由な時間に自由な場所で学べる「通信制学科」の制度化の検討を進めることなどが期待される。

※ 後略

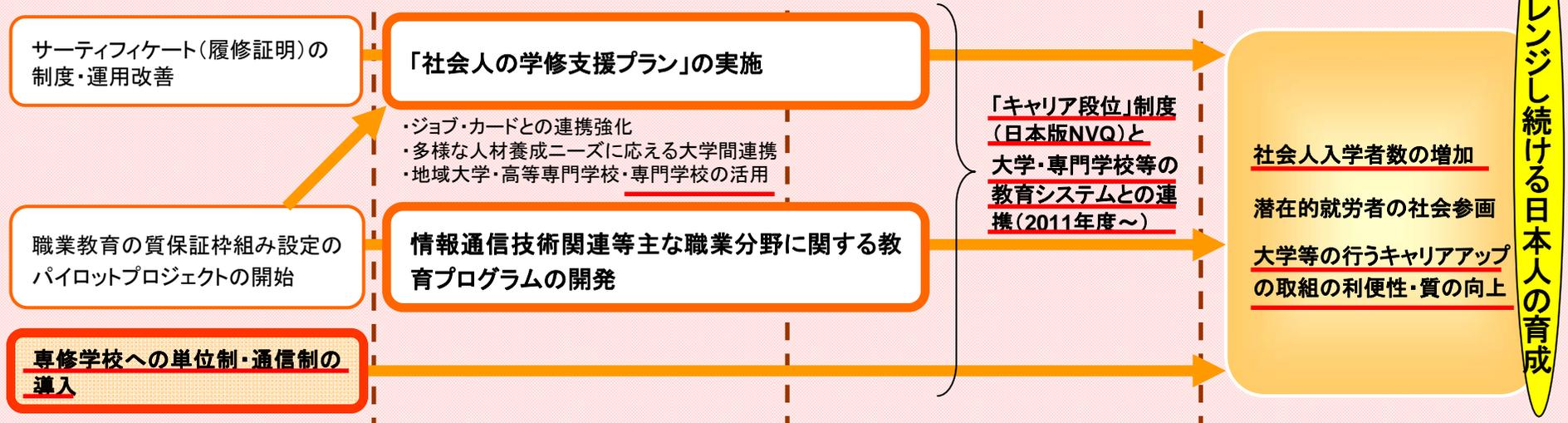
「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)
成長戦略実行計画(工程表)【抜粋】

VI 雇用・人材戦略 ～「出番」と「居場所」のある国・日本～



VI 雇用・人材戦略 ～子どもの笑顔あふれる国・日本～

5. 世界と日本を支える人材を生み出す高等教育



《参考》

専修学校教育の振興方策等に関する調査研究の実施について

平成21年11月11日
生涯学習政策局長決定

1 趣 旨

平成18年に改正された教育基本法では、教育の目標の1つとして「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」が定められたところであり、我が国における中核的な職業教育機関として発展してきた専修学校の役割は、今後、ますます大きくなるものと考えられる。

平成20年11月に公表された「専修学校の振興に関する検討会議報告」では、専修学校のみでなく学校教育全体を俯瞰した新しい「職業教育」のシステムを形成することと同時に、専修学校の教育内容自体についても、社会からの要請に対応し、より一層充実させていくこと等の必要性が指摘されている。

このような中、各学校種を通じた総合的な視野からの検討として、平成20年12月以降、中央教育審議会において、「学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」の審議が進められている。

以上の状況等にかんがみ、専修学校制度の目的・役割を踏まえつつ、専修学校固有の課題等への対応を図る観点から、社会の要請に対応した教育内容の充実をはじめ、これからの専修学校教育の振興方策等に関する調査研究を行い、もって今後の施策立案等に資するものとする。

2 検討課題

専修学校制度の目的・役割を踏まえつつ、専修学校教育の振興に向けた以下のような課題への対応方策等について検討を行う。

- (1) 教育内容・方法の改善・充実について
- (2) 多様な学習ニーズへの対応について
- (3) 各種制度等における専修学校の取扱いについて
- (4) その他

3 実施方法

別紙の有識者等の協力を得て、調査研究を行う。なお、必要に応じてその他の関係者の協力を求めるものとする。

専修学校教育の振興方策等に関する調査研究協力者

※ 敬称略、五十音順

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 相川 順子 | 社団法人全国高等学校PTA連合会副会長 |
| 青山 伸悦 | 日本商工会議所理事・産業政策第一部長 |
| 小方 直幸 | 広島大学高等教育研究開発センター教授 |
| 岡本 比呂志 | 学校法人中央情報学園理事長・全国専修学校各種学校総連合会常任理事 |
| 黒田 壽二 | 金沢工業大学学園長・総長 |
| 小杉 礼子 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員 |
| 今野 雅裕 | 政策研究大学院大学教授・学長特任補佐 |
| 笹 のぶえ | 東京都立大学附属高等学校副校長 |
| 清水 信一 | 武蔵野東技能高等専修学校校長・全国高等専修学校協会副会長 |
| 中村 徹 | 学校法人中村学園副理事長・全国専修学校各種学校総連合会副会長 |
| 開 敏之 | 兵庫県教育委員会義務教育課長 |
| 室井 俊一 | 大阪府府民文化部私学・大学課長 |
| 山本 絵里子 | 専門学校山形V.カレッジ副校長 |

[計 1 3 名]